

臨教第 71 号議案

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和 5 年 3 月 24 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

博物館法の一部改正による博物館の登録に係る制度等の変更に伴い、博物館の登録等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則（昭和59年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第10条」を「第11条」に改める。

第2条第11号を削り、同条第10号中「第23条」を「第26条」に改め、同号を同条第16号とし、同条第9号中「第21条」を「第25条」に、「欠くに至つた」を「備えなくなつた」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号中「第29条」を「第31条第1項」に改め、「（以下「博物館相当施設」という。）」を削り、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 法第31条第2項の規定により指定を取り消すこと。

第2条第7号中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第6号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第5号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第4号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第3号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 法第16条の規定により定期報告を受理すること。

(6) 法第17条の規定により運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めると。

(7) 法第18条第1項の規定により勧告すること。

(8) 法第18条第2項の規定により命令すること。

第2条第2号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「等」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くこと。

第3条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館資料目録（第2号様式）のほか、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針等とする。
- 3 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、職員名簿（第3号様式）のほか、学芸員の資格を証する書類等とする。
- 4 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第4号様式）のほか、博物館の配置図、平面図、立面図、周辺図等とする。

第3条第5項中「法第11条第2項各号」を「前3項」に、「書類」を「もの」に、「学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる」を「教育長が必要と認める」に改める。

第4条の見出し中「登録要件」を「登録」に改め、同条中「第12条」を「第13条第1項」に、「登録要件」を「登録」に改め、「、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取等」を削る。

第5条の見出し中「等」を削り、同条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「博物館登録事項等変更届出書」を「博物館登録事項変更届出書」に改め、「変更があつた日から1箇月以内に」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（定期報告）

第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、

法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

第6条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「(第6号様式)」を「(第7号様式)」に改める。

第7条を次のように改める。

(指定申請書の添付書類の内容等)

第7条 施行規則第23条第2項第1号に掲げる書類は、博物館の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めた規則等とする。

2 施行規則第23条第2項第2号に定める施行規則第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証する書類は、それぞれ第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。

3 施行規則第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第8条中「第21条」を「第25条」に、「博物館相当施設指定要件欠如報告書(第7号様式)」を「指定要件欠如報告書(第8号様式)」に、「欠くに至つた」を「備えなくなつた」に改める。

第9条の見出しを「(公表)」に改め、同条中「神奈川県公報で公告」を「インターネットの利用その他の方法により公表」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第5号中「第29条」を「第31条第1項」に、「博物館相当施設」を「博物館に相当する施設」に改め、同条第6号中「施行規則第24条」を「法第31条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(実施細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施

設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式の備考を削る。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式中「担当事務」を「職務内容」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

第7号様式中「博物館相当施設指定要件欠如報告書」を「指定要件欠如報告書」に、「博物館相当施設」を「指定施設」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式の備考を削り、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「博物館登録事項等変更届出書」を「博物館登録事項変更届出書」に、「登録事項等に変更があつた」を「登録事項を変更する」に改め、同様式の備考を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第5条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

定期報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数（ 年 月 日現在）	人
博物館資料の数（ 年 月 日現在）	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無
活動実績	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

博物館の登録等に関する規則

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 博物館法(以下「法」という。)及び博物館法施行規則(以下「施行規則」という。)に基づく次に掲げる事務は、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1) <u>法第11条の規定により博物館として登録すること。</u></p> <p>(2) <u>法第13条第3項(法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くこと。</u></p> <p>(3) <u>法第15条第1項の規定により登録事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(4) <u>法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をすること。</u></p> <p>(5) <u>法第16条の規定により定期報告を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>法第17条の規定により運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めると。</u></p> <p>(7) <u>法第18条第1項の規定により勧告すること。</u></p> <p>(8) <u>法第18条第2項の規定により命令すること。</u></p> <p>(9) <u>法第19条第1項の規定により登録を取り消すこと。</u></p> <p>(10) <u>法第20条第1項の規定により廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(11) <u>法第20条第2項の規定により登録を抹消すること。</u></p> <p>(12) <u>法第29条第1項の規定により私立博物館に対し報告を求め、及び同条第2項の規定により私立博物館に対し指導又は助言を与えること。</u></p> <p>(13) <u>法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定すること。</u></p> <p>(14) <u>法第31条第2項の規定により指定を取り消すこと。</u></p> <p>(15) <u>施行規則第25条の規定により指定要件を備えなくなつた旨の報告を受理すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 博物館法(以下「法」という。)及び博物館法施行規則(以下「施行規則」という。)に基づく次に掲げる事務は、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1) <u>法第10条の規定により博物館として登録すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>法第13条第1項の規定により登録事項等の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(3) <u>法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をすること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(4) <u>法第14条第1項の規定により登録を取り消すこと。</u></p> <p>(5) <u>法第15条第1項の規定により廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>法第15条第2項の規定により登録を抹消すること。</u></p> <p>(7) <u>法第27条第1項の規定により私立博物館に対し報告を求め、及び同条第2項の規定により私立博物館に対し指導又は助言を与えること。</u></p> <p>(8) <u>法第29条の規定により博物館に相当する施設(以下「博物館相当施設」という。)として指定すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(9) <u>施行規則第21条の規定により指定要件を欠くに至つた旨の報告を受理すること。</u></p>

新	旧
<p>(16) 施行規則第26条の規定により指定要件に関し報告を求めること。 (削除) (登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第12条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式とする。</p> <p>2 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館資料目録（第2号様式）のほか、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針等とする。</p> <p>3 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、職員名簿（第3号様式）のほか、学芸員の資格を証する書類等とする。</p> <p>4 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第4号様式）のほか、博物館の配置図、平面図、立面図、周辺図等とする。</p> <p>5 第1項の登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。 (登録の審査方法)</p> <p>第4条 教育長は、法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。 (登録事項の変更届出)</p> <p>第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書（第5号様式）により行わなければならない。</p> <p>(定期報告)</p> <p>第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限り</p>	<p>(10) 施行規則第23条の規定により指定要件に関し報告を求めること。 (11) 施行規則第24条の規定により指定を取り消すこと。 (登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第11条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式とする。</p> <p>2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建設及び土地の図面は、配置図、平面図、立面図及び博物館周辺図とする。</p> <p>3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面には、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</p> <p>4 法第11条第2項各号に掲げる書類のうち次の各号に掲げる書類については、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。 (1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 第2号様式 (2) 博物館資料の目録 第3号様式 (3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 第4号様式</p> <p>5 第1項の登録申請書には、法第11条第2項各号に掲げる書類のほか、学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類を添付しなければならない。 (登録要件の審査方法)</p> <p>第4条 教育長は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取等を行うものとする。 (登録事項等の変更届出)</p> <p>第5条 法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届出書（第5号様式）により変更があつた日から1箇月以内に行わなければならない。 (新規)</p>

新	旧
<p><u>でない。</u> (廃止の届出) 第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第7号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。 (指定申請書の添付書類の内容等)</p>	<p>(廃止の届出) 第6条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第6号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。 (博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p>
<p>第7条 施行規則第23条第2項第1号に掲げる書類は、博物館の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めた規則等とする。 2 施行規則第23条第2項第2号に定める施行規則第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証する書類は、それぞれ第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。</p>	<p>第7条 施行規則第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図とする。 2 施行規則第19条第4号に掲げる書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあつては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</p>
<p>3 施行規則第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p>	<p>3 施行規則第19条第1号に掲げる目録、同条第2号に掲げる書面及び同条第4号に掲げる書類は、それぞれ第3号様式、第2号様式及び第4号様式に準じて作成しなければならない。 4 施行規則第19条に規定する博物館相当施設指定申請書には、同条各号に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 当該施設の利用に関する事項等を定めた書類の写し (2) 学芸員に相当する職員にあつてはその専門的職員としての経験を証明するに足りる書類 (指定要件欠如の報告)</p>
<p>第8条 施行規則第25条の規定による報告は、指定要件欠如報告書(第8号様式)により指定要件を備えなくなった日から10日以内に行わなければならない。 (公表)</p>	<p>第8条 施行規則第21条の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第7号様式)により指定要件を欠くに至つた日から10日以内に行わなければならない。 (県公報による公告)</p>
<p>第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (1) 法第11条の規定により博物館として登録したとき。 (2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。 (3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。 (4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。 (5) 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。</p>	<p>第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度その旨を神奈川県公報で公告するものとする。 (1) 法第10条の規定により博物館として登録したとき。 (2) 法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。 (3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。 (4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。 (5) 法第29条の規定により博物館相当施設として指定したとき。</p>

新	旧
<p>(6) <u>法第31条第2項</u>の規定により指定を取り消したとき。</p> <p>(<u>実施細目</u>)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(6) <u>施行規則第24条</u>の規定により指定を取り消したとき。</p> <p>(新規)</p>

新

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録申請書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を設置したいので登録を申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
博 物 館	名 称	
	所 在 地	

旧

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録申請書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を設置したいので登録を申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
博 物 館	名 称	
	所 在 地	

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

(削除)

旧

第2号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所在及び地番	面積
	m^2

新	旧
第2号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）	第3号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）
(略)	(略)

新

第3号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	職 務 内 容	備 考
館 長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

旧

第4号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	担 当 事 務	備 考
館 長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

新

旧

第4号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（新規）

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

新

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項を変更するので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

旧

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項等に変更があつたので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

旧

第6号様式（第5条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（新規）

定期報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数（ 年 月 日現在）	人
博物館資料の数（ 年 月 日現在）	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無

活動実績

新

第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館廃止届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を廃止したので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

旧

第6号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館廃止届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を廃止したので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

第8号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

指定要件欠如報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

氏名又は名称

電 話

次の指定施設に係る指定要件を備えなくなつたので届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
指定施設	名 称
	所在地
指 定 年 月 日	年 月 日
指定要件を備えなくなつた年月日	年 月 日
備えなくなつた指定要件	
指定要件を備えなくなつた理由	

旧

第7号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

氏名又は名称

電 話

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至つたので届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
博物館相当施設	名 称
	所在地
指 定 年 月 日	年 月 日
指定要件を欠くに至つた年月日	年 月 日
欠くに至つた指定要件	
指定要件を欠くに至つた理由	

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「博物館の登録等に関する規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の内容

規則第 2 条から第 9 条までを改正するとともに、第 5 条の 2 及び第 10 条を新設する。（詳細は「新旧対照表」のとおり）

<主な改正点>

(1) 教育長に委任する事務の追加（第 2 条）

- ・ 法第 13 条第 3 項（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき学識経験を有する者の意見を聴くこと。（第 2 号）
- ・ 法第 16 条に基づき定期報告を受理すること。（第 5 号）
- ・ 法第 17 条に基づき運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。（第 6 号）
- ・ 法第 18 条に基づき勧告し、及び命令すること。（第 7 号及び第 8 号）

(2) 登録申請書に添付する書類等（第 3 条）

- ・ 法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに基づき基準に適合していることを証する書類（第 2 項から第 5 項まで）

(3) 定期報告（第 5 条の 2）

- ・ 法第 16 条に基づく報告の様式等を定める。

(4) 指定申請書に添付する書類等（第 7 条）

- ・ 博物館法施行規則第 23 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに基づき添付する書類（第 1 項から第 3 項まで）

(5) 実施細目（第 10 条）

- ・ 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等